

NCCU NEWS

兵庫支部のみなさんへ

兵庫第 176 号

2026 年 4 月 6 日発行

UA ゼンセン日本介護クラフトユニオン

発行人 近畿総支部長 磯部 徹

編集人 近畿総支部主任 林 おりえ

連絡先 近畿総支部 TEL06-6305-9381

Fax06-6305-9382

～今回のお知らせ～

兵庫県知事宛に提出した要請していた
「介護事業所に対する支援等について」回答を受けました。

3月27日兵庫県庁にて、昨年12月に提出した「介護事業所に対する支援等について」の要請に対して福祉部高齢政策課長から回答説明を受けました。

～昨年 12 月に提出していた要請書の主な項目～

1. 介護職員や介護支援専門員に対する収入面(居住支援事業など)や業務改善への支援
2. 介護支援専門員(主任含む)の法定研修費用に対する補助や受講に係る負担軽減
3. 訪問系介護サービス従事者の暑さ対策や訪問・移動への支援
4. 介護保険法上の「管理者」が他職務を兼務する際に、法定要件(管理業務に支援がなければ兼務してよい)を満たしているかの精査、もしくは、当該要件の具体化

■■ 兵庫県からの回答(概略:正式回答文書は次頁) ■■

提出していた要請に対して、兵庫県福祉部高齢政策課 石井課長は、「いただいた要望書の支援のうち、県単独での予算確保が難しい事業もあるものの、『介護従事者の処遇改善』に関する項目と『訪問系介護サービス従事者への暑さ対策』については、令和7年度補正予算をもとに進めており、手続きも始まったところです。処遇の改善については、県としても引き続き国へ要望していきます。

また、ケアマネジャー(主任含む)の法定研修については、地域医療介護総合確保基金を活用し、指定研修実施機関に対して毎年 1,000 万円の支援を行い、受講料負担軽減を図っております。さらに、法定研修受講にかかる時間的負担軽減を図るため、全面オンラインで受けられるように議論を進めており、来年度の実施を目指しております。

最後に、事業所の管理者兼務の状況については、国における議論との整合性など慎重な検討が必要ですが、兼務による管理者の業務への支障の有無については、兵庫県としても運営指導等の場を通じて状況を把握しながら適切に対応していきます」といった主旨の回答をいただきました。



～3月 27 日に兵庫県から受け取った回答書の全文は以下の通りです～

介護事業所に対する支援等について(回答)

1 介護職員や介護支援専門員に対する収入面(居住支援事業など)や業務改善への支援(企画、基盤、人材)

- ① 介護従事者の処遇改善については、他産業との給与水準の差や賃金引き上げの動きも踏まえ、引き続き、居宅介護支援事業所の介護支援専門員等を含むすべての介護従事者の更なる処遇改善を図ることを国へ要望していく。
- ② 人材流出を防ぐための緊急的対応として、令和 7 年度 12 月補正予算における介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業補助金を活用し、介護従事者の幅広い賃上げを支援していく。
- ③ 住居手当等の支援については、基金を充当できないため、県単独での予算の確保が困難な事業であることをご理解願いたい。
- ④ 業務改善については、介護ロボット・ICT 導入支援や「ひょうご介護テクノロジー導入・生産性向上支援センター」による相談支援などを通じて、業務の効率化と職員の負担軽減を促進していく。

2 介護支援専門員(主任含む)の法定研修費用に対する補助や受講に係る負担軽減(企画)

- ① 県では、地域医療介護総合確保基金を活用し、指定研修実施機関である兵庫県福祉人材研修センター及び兵庫県介護支援専門員協会に対して毎年度 1,000 万円の支援を行うことにより、受講料負担軽減を図っている。
- ② 県 から各研修指定機関へ働きかけをすすめた結果、今年度、兵庫県で実施する法定研修の多くは、教育訓練給付制度の特定一般教育訓練講座に指定された。
- ③ 法定研修受講にかかる時間的負担軽減を図るため、研修のオンライン化も推進しており、全ての研修種別において、全面オンラインで受けられるコースの導入に向けて議論を進めている。
- ④ 介護支援専門員の法定研修の見直し等について検討が続いていることから、国の動向を注視しつつ、引き続き県としての対応を検討していく。

3 訪問系介護サービス従事者の暑さ対策や訪問・移動への支援(施設)

令和 7 年度 12 月補正予算により、訪問介護等の介護事業所・施設が必要な介護サービスを円滑に継続できるよう、燃料費や猛暑対策用品等の購入費用などの支援を行うこととして準備を進めている。

4 介護保険法上の「管理者」が他職務を兼務する際に、法的要件(管理業務に支援が無ければ兼務してよい)を満たしているかの精査、もしくは、当該要件の具体化(施設)

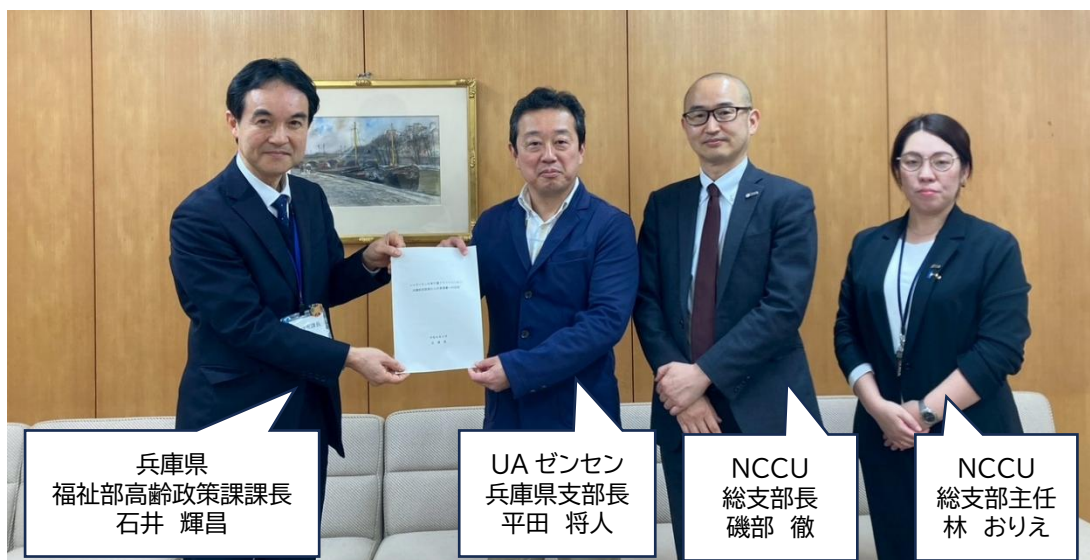
- ① 管理者の兼務による業務負担や、管理業務が適切に行われているか否かの把握については、重要な課題であるが、兼務の基準の明確化については、制度全体の整理とともに、国における議論との整合性など慎重な検討が必要である。
- ② 一方で、管理者の業務への支障の有無については、県としても運営指導等の場を通じて状況を把握しながら適切に対応していく。

次ページにつづく

要請に対する兵庫県の回答に対して、磯部総支部長は、県による検討・回答に対して謝辞を述べたうえで、「昨今の物価高と他産業の賃上げ状況を鑑みると、もともと全産業平均を大きく下回る賃金水準の介護業界の処遇の改善は待たなしです。2025年度の補助金・2026年度の臨時の報酬改定は、県から国への働きかけも影響していると受け止めているので、引き続き、国への働きかけを行って欲しい」「管理者の専従義務と兼務の件については、NCCUとしても国の指針は理解しているが、法の主旨である『管理業務に支障がない場合に兼務できる』の点について、指定権者である県・市町等がもっと丁寧に事業所の状況を見るなどして欲しい」と訴え、兵庫県の担当部署と今後も継続的に意見交換を重ねていくことを確認しました。



要請書提出時の詳細については、
兵庫支部ニュース 168 号をご確認ください。



兵庫県
福祉部高齢政策課課長
石井 輝昌

UA ゼンセン
兵庫県支部長
平田 将人

NCCU
総支部長
磯部 徹

NCCU
総支部主任
林 おりえ

■ 兵庫支部ニュース 176 号 ■ ~皆様のご意見・感想など、お気軽にご連絡ください~
「介護事業所に対する支援等について」要請書の回答説明を兵庫県から受けました
近畿総支部 FAX:06-6305-9382

氏名(匿名でも構いません)	分会名	事業所名